別表六（十八）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六（十九）　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」－「4の①」)	1	人	当期税額控除額の計算	調整基準雇用者数 (2)－(16)	7	人
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)	2			控除対象特定地域基準雇用者数 ((6)と(7)のうち少ない数)	8	
基準雇用者割合 (2)/(1)	3			税額控除限度額 40万円×(8) ((3)＜0.1又は(4)＜(5)の場合は0)	9	円
給与等支給額 (別表六(十九)付表「14」)	4	円		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	10	
比較給与等支給額 (別表六(十九)付表「22」)	5			当期税額基準額 (10)×10又は20/100	11	
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	6	人		当期税額控除可能額 ((9)と(11)のうち少ない金額)	12	
				調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑯」)	13	
				当期税額控除額 (12)－(13)	14	

認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日	平・・	事業実施地域	

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

計画の区分		拡充型・移転型			
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑦」) (マイナスの場合は0)		15	人		
地方事業所税額控除限度額の計算	控除対象地方事業所基準雇用者数 ((2)と(15)のうち少ない数)	16			
	控除対象特定新規雇用者数 ((16)と別表六(十九)付表「6」のうち少ない数)	17			
	非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 (別表六(十九)付表「9」＋「10」)	18			
	非特定新規雇用者超過数 (別表六(十九)付表「11」)	19			
	(3)≧0.1又は(1)＝0の場合 (50万円×(16))又は(60万円×(17)＋50万円×(18)＋40万円×(19))	20	円		
	同上以外の場合 (20万円×(16))又は(30万円×(17)＋20万円×(18)＋10万円×(19))	21			
	地方事業所税額控除限度額 (20)又は(21) ((4)＜(5)の場合は0)	22			
当期税額基準額 (10)×30/100		23			
差引当期税額基準額残額 (23)－(12)－(別表六(十八)「16」)		24			
当期税額控除可能額 ((22)と(24)のうち少ない金額)		25			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑰」)		26			
当期税額控除額 (25)－(26)		27			

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準年度		平・・ 平・・			
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	適用年度	平・・ 平・・	28	人	
		平・・ 平・・	29		
		平・・ 平・・	30		
		平・・ 平・・	31		
地方事業所特別基準雇用者数 (28)＋(29)＋(30)＋(31) (マイナスの場合は0)			32		
地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(32)			33	円	
差引当期税額基準額残額 (23)－(12)－(25)－(別表六(十八)「16」)			34		
当期税額控除可能額 ((33)と(34)のうち少ない金額)			35		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑱」)			36		
当期税額控除額 (35)－(36)			37		
法人税額の特別控除額 (14)＋(27)＋(37)			38		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）